

効率と公平ー税制改正における バランス

井堀利宏

2008年4月26日

†:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

効率と公平：経済学では？

- 効率：有限の資源を最も有効に活用する
- パレート効率性 「ある人の経済状態を悪化させることなしに他の人の経済状態を改善できない資源配分」
- 公平：異なる個人間での経済状態について相対比較の順序づけ
- ベンサム基準 「社会全体の経済状態の総和」
- ロールズ基準 「もっとも恵まれていない人の経済状態」

判断基準

- 国民すべてが損をする政策は非効率である。
- 経済的に恵まれていない人から恵まれている人への再分配は不公平である。

- 誰かが得をして誰かが損する政策は？
- 経済的に恵まれている人から恵まれていない人への再分配は？

機会の平等と結果の平等

- 機会の平等
- スタート時点で同じであれば、結果が異なってもあまり気にするべきではない
- 例 宝くじ、アリとキリギリス

- 結果の平等
- 事後的に格差が出れば、政策的に対応すべき
- 例 社会保障 累進的所得税

所得税におけるバランス

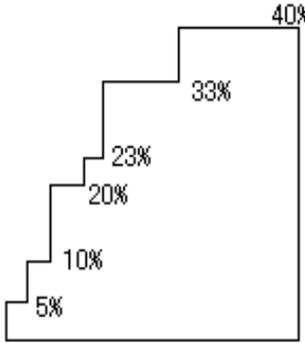
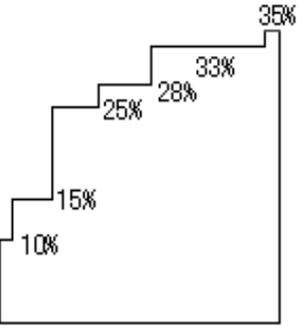
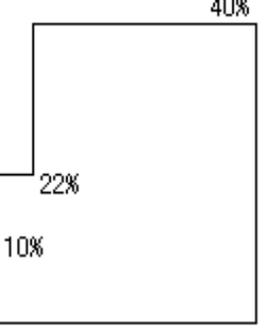
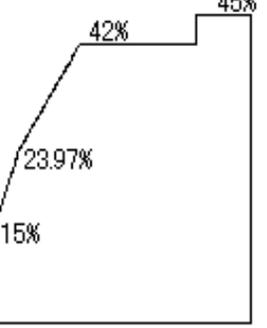
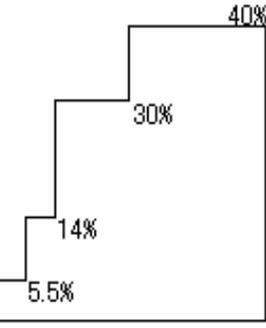
- 所得水準の異なる人々の間でどのように税負担を決めればよいのか
- わが国の最高限界税率 : 50% (所得税40% + 住民税10%)
- 国際的には? 50%以下の国が多い
- 最高税率を100%まで引き上げると、誰もそこまで所得を稼がない→税収も減少する
- 効率性とのバランスをどう考えるか?

最適な所得税の税率

- 公平性を重視するほど、
- 所得の格差があるほど、
- 税制がやる気を損ねないほど、

- →最適な税率(累進制の程度)は高くなる
- ただし、極端に高い最高税率は望ましくない

所得税の税率構造の国際比較

日本	アメリカ(連邦税)	イギリス(国税)	ドイツ(共有税)	フランス(国税)
6段階	6段階	3段階	方程式	4段階
 <p>→ (給与収入)</p>	 <p>→ (給与収入)</p>	 <p>→ (給与収入)</p>	 <p>→ (給与収入)</p>	 <p>→ (給与収入)</p>
<p>(注) 上記に加えて、個人住民税(一律10%)が課されている。</p>	<p>(注) 上記に加えて、州、郡、市等において、個人所得税が課されている。</p> <p>例：ニューヨーク市の場合 州税率 4~6.85% 5段階 市税率 2.55~3.20% 4段階</p>	<p>(注) 地方税はない。</p>	<p>(注) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が帰分される。なお、上記に加えて、連邦附加税(税額の5.5%、1995年導入、連邦税)が課されている。</p>	<p>(注) 地方税はない。上記とは別に、社会保障関連諸税(原則として計8%)が収入に対して課される(金融資産性収入等についてはさらに3%が課される)。</p>

課税最低限

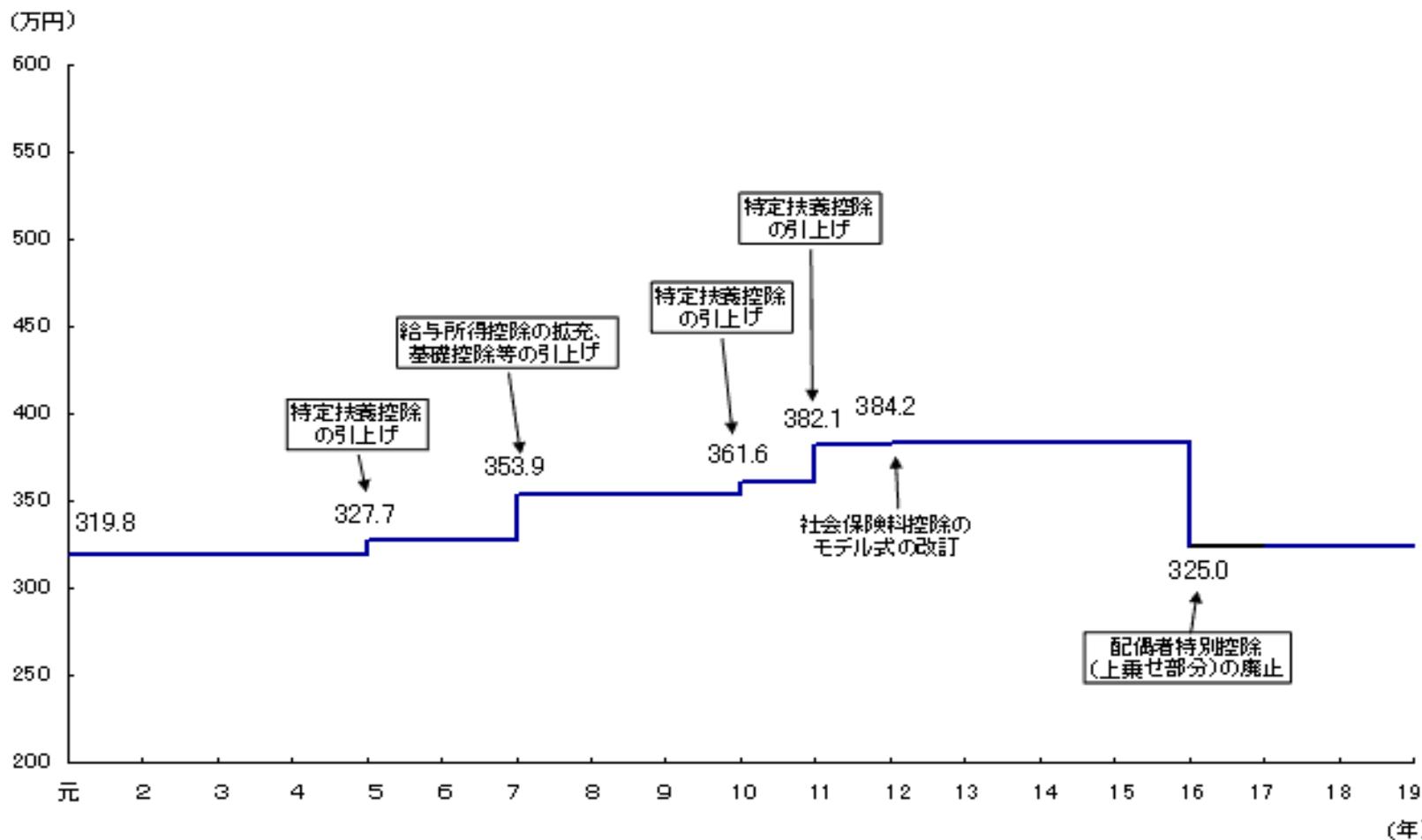
- 所得税を基幹的な税と位置づけるなら、多くの人がある程度の負担をすることで、税金の使い道にも関心を持つようになる。
- 課税最低限を引き上げると
 - ①最も得をするのは、高額所得者
 - ②税収が減少するので、税率の引き上げが必要

課税最低限の推移

財務省HP: 所得税の課税最低限の推移(夫婦子2人の給与所得者)※H19年

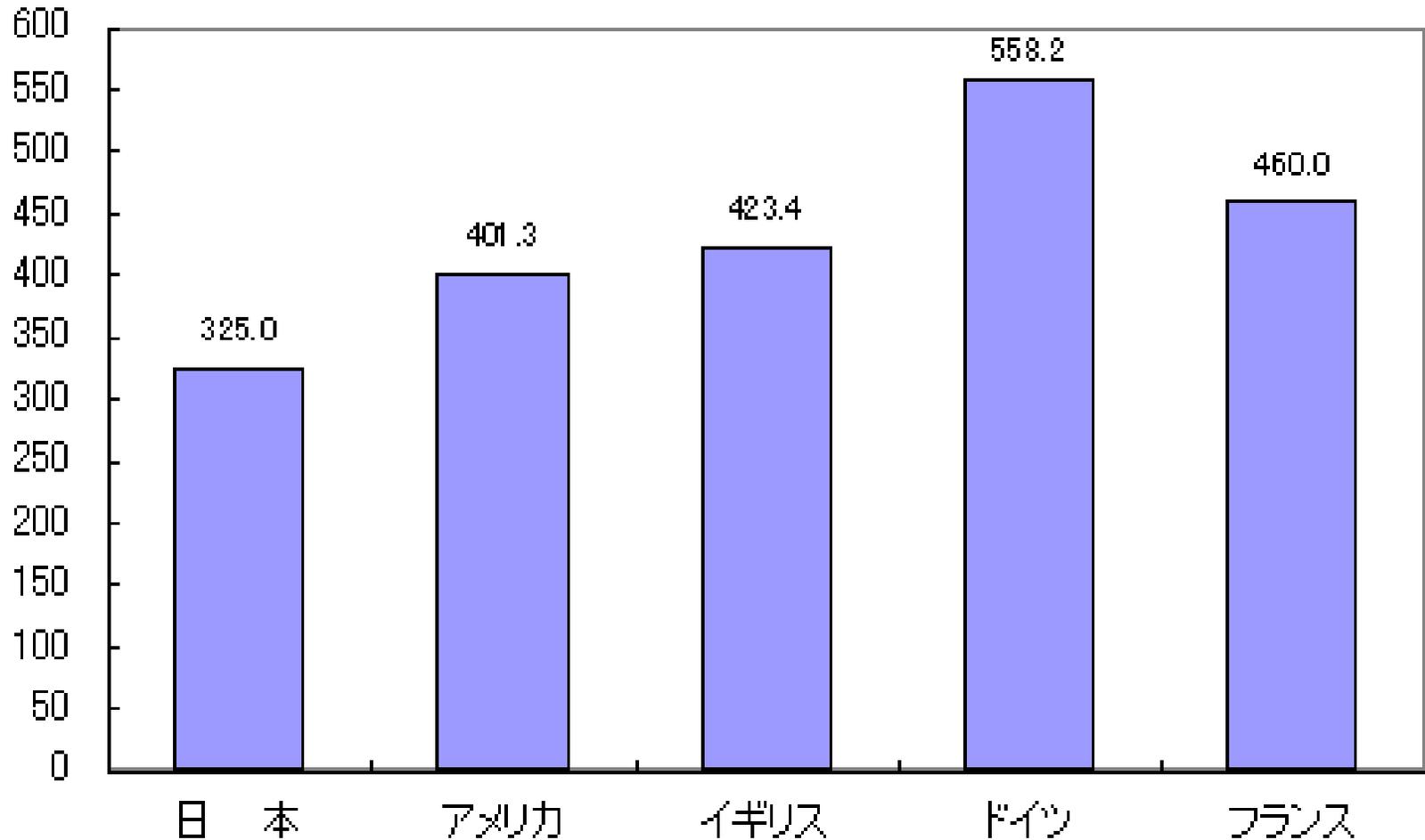
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/033a.htm>

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/033a.gif>



所得税の課税最低限の国際比較

財務省HP: 所得税の課税最低限の国際比較<給与所得者> ※H19年
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028b.gif>
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028b.htm>



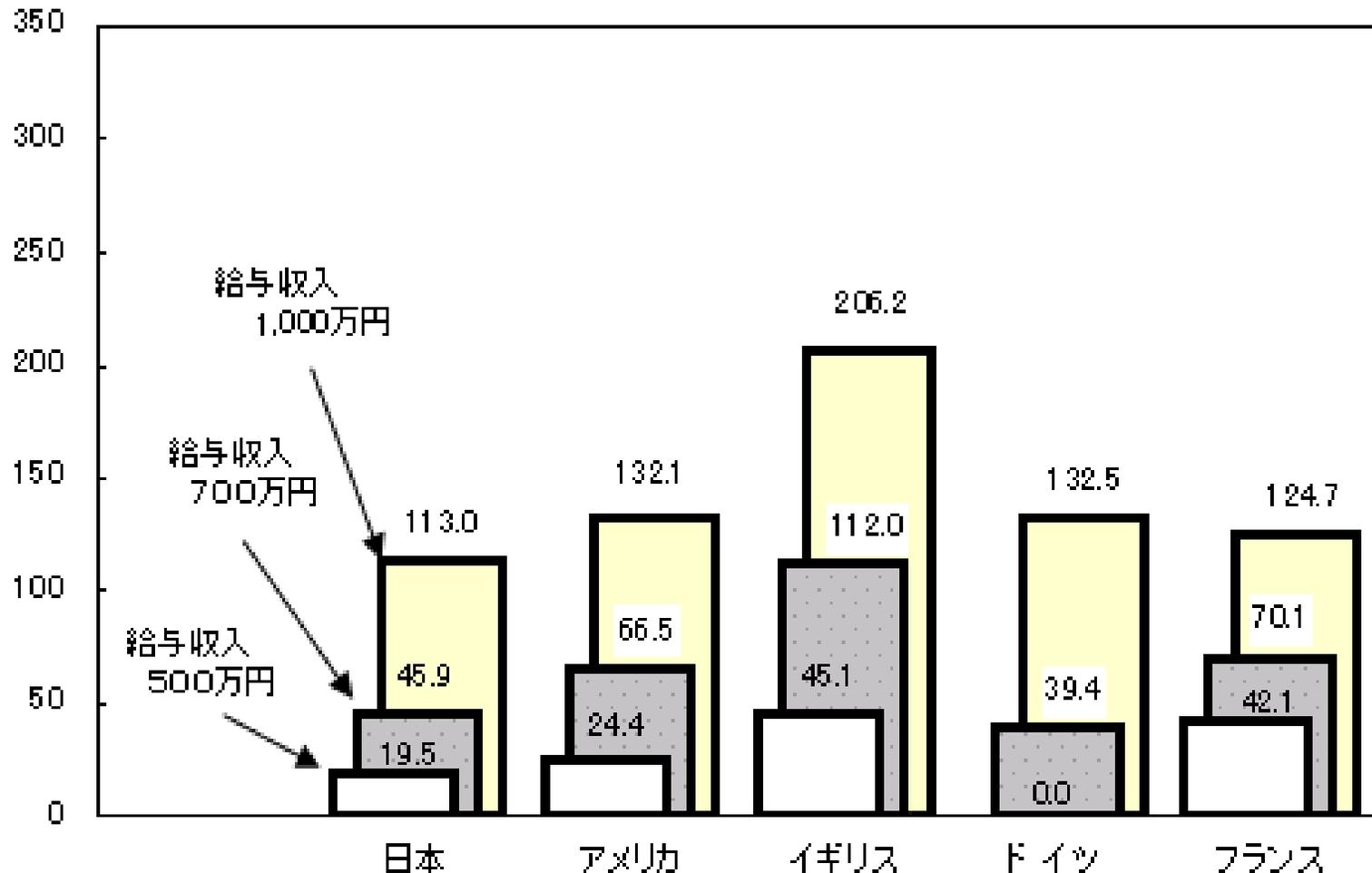
所得税・個人住民税の国際比較

- わが国の負担水準は、年収700万から1000万で見ると、諸外国よりも軽い
- 水平的な公平性 「同じ経済状態の人が同じ程度の負担をする」
 - ←国際比較で有益か？
 - ←各国で給付(歳出)面での水準が異なる

小さな政府 か 大きな政府 かのバランス

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

夫婦子2人



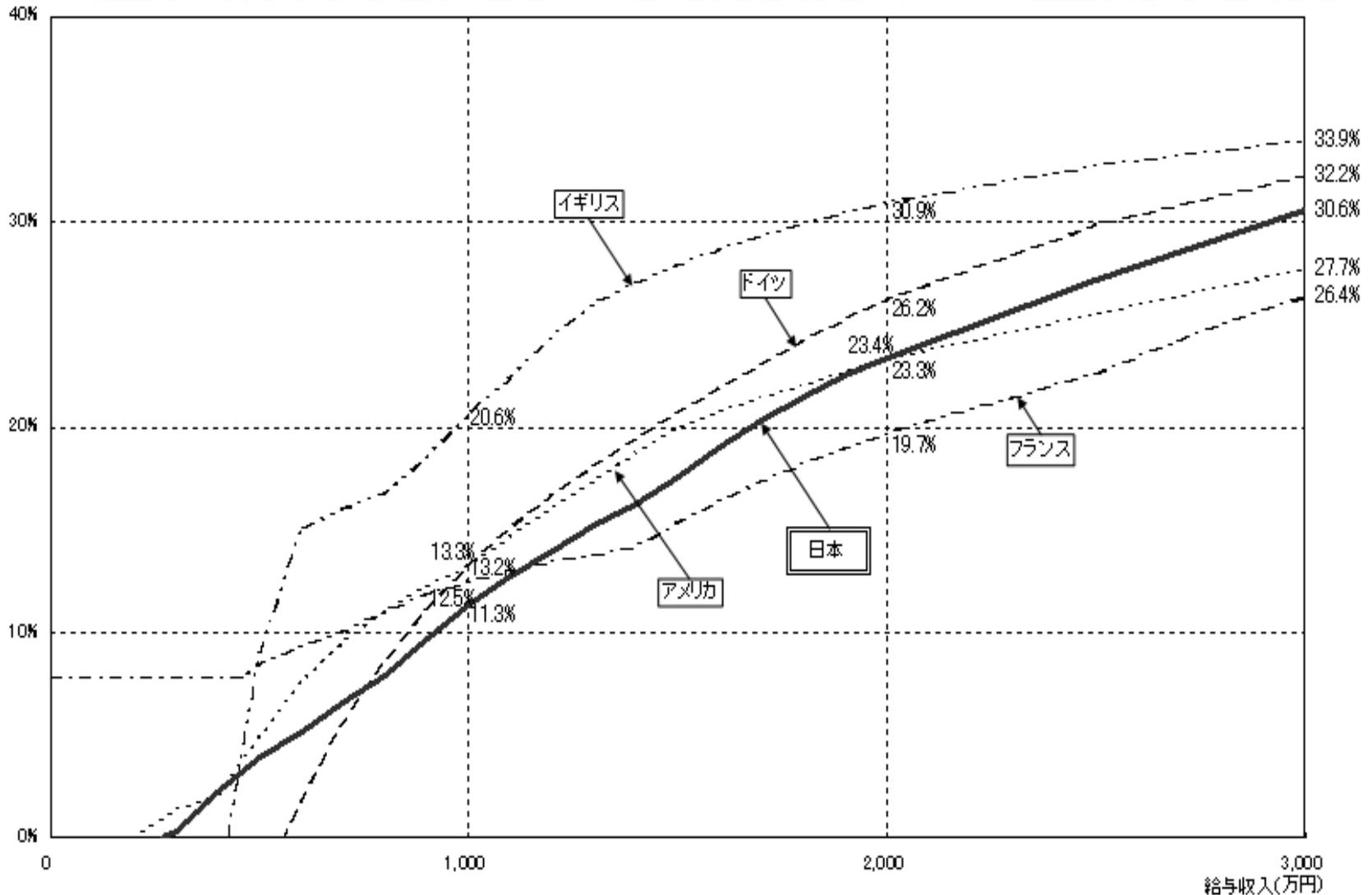
財務省HP: 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較 ※H19年 12

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028a.gif>

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028.htm>



個人所得課税の実効税率の国際比較



財務省HP: 個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者) ※H19年
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028i.gif>
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028a.htm>



総合課税と公平性

- 利子所得に対しては一律に20%の分離課税
- 利子所得に累進性がないのは、金持ち優遇であるとの批判がある
- 遺産所得 + 勤労所得 =
消費 + 遺産として残す額

←遺産以外の資産所得はなんら本質的ではない

二元的所得税

労働所得に対する累進税率と資本所得に対する相対的に低い単一の税率の組み合わせ

- 部分的には、資本所得に対する課税の困難の増大
- 二元的所得税が資本所得に対する累進的な課税よりも公平(及び税込)を達成する可能性があるとの認識

に動機付けられる

北欧諸国の二元的所得税:税率(パーセント)

	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
労働所得税	30-53	28-48	32-57
資本所得税	28	28	30
法人所得税	26	28	28

- 現在の日本の税制は、二元的所得税の特徴を多く有している
- 二元的所得税における主要な問題点は、自営業者の取扱いであり、彼らは資本所得を容易に労働所得に付け替えることが(またその逆も)できる
 - 収益を資本に帰属させた上で、残余を労働所得として課税するアプローチ

金融所得課税

- 金融所得の範囲で一律の税率による分離課税
- 金融商品間で損益通算
- 「証券特定口座」の活用

- 株式配当の法人税との二重課税調整問題

いわゆるフラットタックス

	改革年	改革時の税率(現在)		以前の税率 個人所得税 / 法人所得税
		個人所得税	法人所得税	
エストニア	1994	26 (23)	26 (23)	16 – 33 / 35
リトアニア	1994	33 (27)	29 (15)	18 – 33 / 29
ラトビア	1997	25	25 (15)	25 及び 10 / 25
ロシア	2001	13	37 (24)	12 – 30 / 35
ウクライナ	2004	13	25	10 – 40 / 30
スロバキア	2004	19	19	10 – 38 / 25
グルジア	2005	12	20	12 – 20 / 20
ルーマニア	2005	16	16	18 – 40 / 25 ¹⁹

クロヨン

- 業種間捕捉率格差：クロヨン（9対6対4）
- 給与所得、事業所得、及び農業所得の間で著しい業種間格差がみられ、水平的公平の原則が阻害されている
- 長期的には職業選択の自由がある → クロヨンは必ずしも不公平ともいえない
- 非効率な部門に労働や資本がとどまる
- 納税環境の透明性、公平性は重要

主要国における納税者番号制度

	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (2001年現在)	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
カ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会 保険、年 金、兵役等	約4億200万人 (累積数) (2000年末現在)	2億8,480万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
キ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業 保険、年金 等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,111万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
ク	統一コード (10桁)	税務、年 金、住民管 理、諸統 計、教育等	全住民	533万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に關する法律	1968年
キン	統一コード (10桁)	税務、社会 保険、住民 管理、諸統 計、教育等	全住民	883万人	国税庁	人口登録制度に 關する勅令・政 令	1967年
クニ	統一コード (11桁)	税務、社会 保険、諸統 計、教育、 選挙等	全住民	451万人	登録庁	人口登録制度に 關する法律	1970年
クニ	住民登録番号 (13桁)	税務、社会 保険、旅券 の発給等	全住民	4,734万人	内務部	住民登録法	1993年
クニ	統一コード (1文字8数字)	税務、年 金、車両登 録等	全住民	413万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
クニ	統一コード (文字及び数字 の組合せ)	税務、諸許 認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,795万人	経済財政省	納税者登録及び 納税義務者の納 税番号に關する 大統領令	1977年

相続税、資産課税

- 公平性を重視して、課税を強化する
- 効率性を重視して、税率を引き下げ、課税ベースを拡大する
- 効率と公平のバランス感覚をどう考えるかが、重要になる

相続税の税率構造

財務省HP: 相続税の超過累進税率

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/146.gif>

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/146.htm>

